

令和 7 年第 4 回君津市議会定例会

議 案 參 考 資 料

令和 7 年 1 月 28 日

君 津 市

令和 7 年第 4 回君津市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	資料名	頁
議案第 9 号	一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表	1
議案第 10 号	議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	9
議案第 11 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表	10
議案第 12 号	職員の旅費に関する条例等新旧対照表	11
議案第 13 号	君津市手数料徴収条例新旧対照表	30
議案第 14 号	君津市教育支援センター設置条例新旧対照表	31
議案第 15 号	君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	32
議案第 16 号	君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等新旧対照表	33
議案第 17 号	君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	37
議案第 18 号	君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表	38
議案第 19 号	君津市火災予防条例新旧対照表	39
議案第 21 号	君津市火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例附則関係新旧対照表	42
議案第 23 号	君津駅北口自転車駐車場及び君津駅南口自転車駐車場の指定管理者となる団体の概要	44
議案第 24 号	君津市木のふるさと文化センターの指定管理者となる団体の概要	46
議案第 25 号	亀山湖畔公園の指定管理者となる団体の概要	47
議案第 26 号	君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表	48
議案第 27 号	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	49
議案第 28 号	無償譲渡の相手方の概要・無償譲渡する財産の概要	54

一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (期末手当)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及</p>

びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例

(昇給の基準)

第5条 省略

2 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 職務の級が8級である職員

びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

(昇給の基準)

第5条 省略

2 前項の規定により職員_____を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)」とあるのは、「1号給」とする。

4～7 省略

(地域手当)

第11条の3 省略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職

4～7 省略

(地域手当)

第11条の3 省略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の5を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>405,000</u>
2	<u>455,000</u>
3	<u>508,000</u>
4	<u>574,000</u>
5	<u>655,000</u>
6	<u>765,000</u>
7	<u>893,000</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>
7	<u>864,000</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定期付職員に対する給与条例第19条第2項、第20条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第20条の2第1項及び第2項中「第19条第1項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、第22条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定期付職員に対する給与条例第19条第2項、第20条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第20条の2第1項及び第2項中「第19条第1項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、第22条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

2 特定期付職員に対する給与条例第19条第2項、第20条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第20条の2第1項及び第2項中「第19条第1項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定期付職員に対する給与条例第19条第2項、第20条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第20条の2第1項及び第2項中「第19条第1項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、第22条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

第5条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

別表第1 省略

第6条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

別表第1 省略

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗

じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

別表第1 省略

*附則第11項関係 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、職員(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(一般職給与条例附則第24項の規定による給料並びに一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年君津市条例第 号)附則第7項及び第8項の規定による給料を含む。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用され

じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

別表第1 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、職員(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額

の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用され

る次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表 省略

2～3 省略

る次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表 省略

2～3 省略

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 (期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～4 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～4 省略</p>
<p>第2条による改正 (期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～4 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～4 省略</p>

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>
<p>第2条による改正 (地域手当)</p> <p>第4条 地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第4条 地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>

職員の旅費に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 職員の旅費に関する条例 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤務所<u>（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合は、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</u>を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその<u>_____遺族が生活の根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) 家族 <u>職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にする</u> <u>_____ものをいう。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤務所<u>_____</u> <u>_____を離れて旅行することをいう。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが<u>_____</u>事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持している</u>ものをいう。</p> <p>(6) 省略</p>

する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 省略

2～4 省略

5 第1項、第2項及び前項の規定による旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には

、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が

2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)第4条第1項に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。

3 この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいう。

(旅費の支給)

第3条 省略

2～4 省略

5 第1項、第2項及び前項の規定による旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条例において同じ。)がその出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない市内出張の場合には、この限りでない
_____。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
_____ ただし、旅費の支給を伴わない市内出張の場

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には_____、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合又は旅費の支給を伴わない市内出張の場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消した場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅費の支給を伴わない市内出張の場

合は、この限りでない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2～3 省略

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第12条から第20条までの規定の定めるところによる。

合は、この限りでない。

6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2～3 省略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃又は1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、宿泊を伴う旅行において旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第12条から第20条までの規定に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条から第10条まで 削除

8 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 旅行雑費は、日当の支給されない旅行において旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、
最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。
ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異なる事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～3 省略

4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。
(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正

度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの_____は、所定の請求書_____に必要な書類を添えて、これを当該旅費_____の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額_____のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費_____の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給_____を受けることができない。

2～3 省略

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。
(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定

10年法律第76条) 第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第15条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第15条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 公務上の必要により別に特別車両料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、現に支払った特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃の額)

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、中級の運賃(公務上の必要により上級の運賃を必要とした場合には、現に支払った上級の運賃)
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、上

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4

級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶による旅行の場合において、公務上の必要により別に特別船室料金を必要としたときには、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、現に支払った交通機関に係る旅客運賃による。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者の定めるところにより自家用

号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)であって、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

自動車について旅行に使用するための登録を受けた職員が、当該登録に係る自家用自動車を使用して旅行した場合には、車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 千葉県内の地への旅行の場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

2 千葉県内の地への旅行の場合における宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(転居費)

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第18条の2 旅行雑費の額は、1日につき300円とする。ただし、木更津市、富津市及び袖ヶ浦市の地への旅行の場合には、支給しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、千葉県外の地への旅行の場合における旅行雑費の額は、1日につき600円とする。

(移転料の額)

第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、職員の旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(特殊旅費の種類)

第21条 省略

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その者について第12条から第15条までの規定を運用することとした場合におけるこれらの規定によるその者の旧居住地から新居住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額並びにその移転の際ににおける年齢に従い次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費の額

(2) 12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

2 前項に規定する場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、扶養親族の移転の際ににおける年齢に応じた額による。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

(特殊旅費の種類)

第21条 省略

2 研修旅費は、研修等のため出張した場合について、第6条に掲げる旅費に代えて支給する。

(特殊旅費の額)

第22条 研修旅費は、職員が研修、講習、訓練視察、その他これに類する目的のため（以下「研修等」という。）出張する場合について、当該出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を支給する。

2 研修等で7日以上にわたり出張する場合（6日5夜）を超える部分については、宿泊手当は第18条の規則で定める定額の2分の1に相当する額とする。ただし、視察については任命権者が随行を命じた場合は、この限りでない。

3 省略

(市内出張旅費)

第23条 市内出張については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する場合 鉄道賃及びその他の交通費の額

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 宿泊費及び包括宿泊費の額

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用

2 研修旅費は、研修等のため出張した場合について、第6条第1項に掲げる旅費に代えて支給する。

(特殊旅費の額)

第22条 研修旅費は、職員が研修、講習、訓練視察、その他これに類する目的のため（以下「研修等」という。）出張する場合について、当該出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費を支給する。

2 研修等で7日以上にわたり出張する場合（6日5夜）を超える部分については、日当及び宿泊料は別表第1の定額の2分の1に相当する額とする。ただし、視察については任命権者が随行を命じた場合は、この限りでない。

3 省略

(市内出張旅費)

第23条 市内出張については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する場合 鉄道賃、車賃の実費及び自家用自動車を使用して旅行した場合における車賃の額

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 別表第1の宿泊料の定額の範囲内の実費に相当する額の宿泊料及び旅行雑費の額

(退職者の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第25条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤務地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤務地を旧在勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号_____の規定により支給する旅費は、居住地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。

3 前2項の場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、遺族の旅行又は帰住の際における年齢に応じた額による。

4 第1項及び第2項の場合において、遺族の旅行又は帰住の際、その者が12歳未満であるときの日当、宿泊料及び食卓料の額は、第17条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額の2分の1に相当する額による。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（第15条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第16条、第17条、第19条及び第20条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第27条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。

2 省略

（旅費の返納）

第27条の2 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員についての適用除外）

第28条 第19条及び第20条の規定は、法第22条の2第

（旅費の調整）

第27条 任命権者は、次の各号に規定する

場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しないことができる。

- (1) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合
- (2) 旅行者が、公用以外の宿泊施設を利用して旅行し、実費の額が別表第1の宿泊料の定額に満たない場合
- (3) 一般職の職員の給与等に関する条例第12条の規定により通勤手当の支給を受ける職員が、居住地から目的地に直ちに旅行した場合及び目的地から居住地に直ちに旅行した場合

2 省略

（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員についての適用除外）

第28条 第6条第10項及び第11項の規定は、法第22条の2第

1項第2号に掲げる職員には、適用しない。

附 則

- 2 当分の間、第12条第1項第5号に規定する特別車両料金及び第13条第1項第4号に規定する特別船室料金の支給対象を、議会議員及び常勤の特別職の職員とする。

1項第2号に掲げる職員には、適用しない。

附 則

- 2 当分の間、第12条第1項第3号に規定する特別車両料金及び第13条第5号に規定する特別船室料金の支給対象を、議会議員及び常勤の特別職の職員とする。

別表第1（第16条—第18条、第22条、第23条）

区分	日当（1日に つき）	宿泊料（1夜 につき）	食卓料（1夜 につき）
行政職給料表6級以上の職務の級にある者	2,600円	13,100円	2,600円
行政職給料表5級以下の職務の級にある者	2,300円	12,000円	2,300円

別表第2（第19条）

務の級 にある 者							
行政職	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000
給料表 5級以 下の職 務の級 にある 者	円	円	円	円	円	円	円

第2条による改正 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(費用の弁償)

第4条 省略

- 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、その他の交通費の額は、一般職の職員の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

(費用の弁償)

第4条 省略

- 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費としてその額は別表のとおりとする。
- _____。

- 3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

別表（第4条）

鉄道賃、船賃、航空賃、日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
車賃及び旅行雑費	つき)	つき)
一般職の職員の給与等	3,000円	14,800円

第3条による改正 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

(給料)

第3条 特別職の職員の給料月額は、別表のとおりとする。

(旅費)

第7条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他
の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条
第2項第2号に掲げる指定職職員等の例による。

2 前項の規定にかかわらず、その他の交通費の額は、一般職の職員の
例による。

別表 省略

第4条による改正 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

別表（第2条、第4条）

に関する条例第1条に			
規定する職員の旅費相			
当額			

(給料)

第3条 特別職の職員の給料月額は、別表第1のとおりとする。

(旅費)

第7条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、
日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は別表第2のとおり
とする

別表第1 省略

別表第2（第7条）

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃 及び旅行雑費	日当（1日に つき）	宿泊料（1夜 につき）	食卓料（1夜 につき）
一般職の職員の給与等に関 する条例（昭和45年君津市 条例第21号）第1条に規定	3,000円	14,800	3,000円
		円	
する職員の旅費相当額			

別表（第2条、第4条）

区分	報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会委員長～廃棄物処理施設整備審議会委員 省略		
総合建設審議会会长	〃 8,600	一般職 の職員の旅費相当額
総合建設審議会委員～鳥獣被害対策実施隊員 省略		

区分	報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会委員長～廃棄物処理施設整備審議会委員 省略		
総合建設審議会会长	〃 8,600	行政職給料表6級 の職員の旅費相当額
総合建設審議会委員～鳥獣被害対策実施隊員 省略		

第5条による改正 証人等の費用弁償に関する条例

(費用弁償)

第2条 省略

2 市外に住所又は居所を有する証人等が出頭し、又は参加したときは、前項の額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費を支給する。その額は、一般職の職員
の旅費に相当する額とする。

(その他の証人等)

第4条 第1条に規定する者以外の者で、市の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭するものに対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。ただし、市の機関の要請により旅行した者に対し、その旅行のために要した費用を弁償する場合には、一般職の職員
の旅費に相当する額を支給する。

第6条による改正 君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(費用弁償)

第2条 省略

2 市外に住所又は居所を有する証人等が出頭し、又は参加したときは、前項の額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料を支給する。その額は、職員の旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第23号。以下「旅費条例」という。）に規定する行政職給料表6級の職務の級にある者の旅費に相当する額とする。

(その他の証人等)

第4条 第1条に規定する者以外の者で、市の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭するものに対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。ただし、市の機関の要請により旅行した者に対し、その旅行のために要した費用を弁償する場合には、旅費条例に規定する行政職給料表6級の職務の級にある者の旅費に相当する額を支給する。

る条例

(費用弁償)

第14条 団員が公務のために出張した場合における費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額及び支給方法は、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第14条 団員が公務のために出張した場合における費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表第3 (第14条)

鉄道賃、船賃、航空 賃、車賃及び旅行雑 費	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
一般職の職員の給 与等に関する条例 (昭和45年君津 市条例第21号) 第 1条に規定する職 員の旅費相当額	2,600円	13,100円	2,600円

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現 行																				
別表第2（第2条）	別表第2（第2条）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12の5 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>12の6 建築基準法施行令（昭和省略 25年政令第338号）第137 <u>条の12第11項</u>の規定による 建築物に対する制限の適用除外 に関する大規模の修繕又は大規 模の模様替に係る認定の申請に に対する審査</td><td></td></tr> <tr> <td>12の7 建築基準法施行令第省略 <u>137条の12第12項</u>の規定 による建築物に対する制限の適 用除外に関する大規模の修繕又 は大規模の模様替に係る認定の 申請に対する審査</td><td></td></tr> <tr> <td>13～55 省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1～12の5 省略		12の6 建築基準法施行令（昭和省略 25年政令第338号）第137 <u>条の12第11項</u> の規定による 建築物に対する制限の適用除外 に関する大規模の修繕又は大規 模の模様替に係る認定の申請に に対する審査		12の7 建築基準法施行令第省略 <u>137条の12第12項</u> の規定 による建築物に対する制限の適 用除外に関する大規模の修繕又 は大規模の模様替に係る認定の 申請に対する審査		13～55 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12の5 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>12の6 建築基準法施行令（昭和省略 25年政令第338号）第137 <u>条の12第6項</u>の規定による 建築物に対する制限の適用除外 に関する大規模の修繕又は大規 模の模様替に係る認定の申請に に対する審査</td><td></td></tr> <tr> <td>12の7 建築基準法施行令第省略 <u>137条の12第7項</u>の規定 による建築物に対する制限の適 用除外に関する大規模の修繕又 は大規模の模様替に係る認定の 申請に対する審査</td><td></td></tr> <tr> <td>13～55 省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1～12の5 省略		12の6 建築基準法施行令（昭和省略 25年政令第338号）第137 <u>条の12第6項</u> の規定による 建築物に対する制限の適用除外 に関する大規模の修繕又は大規 模の模様替に係る認定の申請に に対する審査		12の7 建築基準法施行令第省略 <u>137条の12第7項</u> の規定 による建築物に対する制限の適 用除外に関する大規模の修繕又 は大規模の模様替に係る認定の 申請に対する審査		13～55 省略	
手数料を徴収する事務	金額																				
1～12の5 省略																					
12の6 建築基準法施行令（昭和省略 25年政令第338号）第137 <u>条の12第11項</u> の規定による 建築物に対する制限の適用除外 に関する大規模の修繕又は大規 模の模様替に係る認定の申請に に対する審査																					
12の7 建築基準法施行令第省略 <u>137条の12第12項</u> の規定 による建築物に対する制限の適 用除外に関する大規模の修繕又 は大規模の模様替に係る認定の 申請に対する審査																					
13～55 省略																					
手数料を徴収する事務	金額																				
1～12の5 省略																					
12の6 建築基準法施行令（昭和省略 25年政令第338号）第137 <u>条の12第6項</u> の規定による 建築物に対する制限の適用除外 に関する大規模の修繕又は大規 模の模様替に係る認定の申請に に対する審査																					
12の7 建築基準法施行令第省略 <u>137条の12第7項</u> の規定 による建築物に対する制限の適 用除外に関する大規模の修繕又 は大規模の模様替に係る認定の 申請に対する審査																					
13～55 省略																					
備考 省略	備考 省略																				

君津市教育支援センター設置条例新旧対照表

改正案	現 行
(名称及び位置) 第3条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 きみつメイト 位置 <u>君津市久保3丁目1番1号</u>	(名称及び位置) 第3条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 きみつメイト 位置 <u>君津市糠田103番地1</u>

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに 対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こど も園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員に あっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園 法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給 付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに 対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に掲げる行為その他当該教育・保育給 付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

改正案	現 行				
<p>第1条による改正 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3～4 省略 (職員)</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3～4 省略 (職員)</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

第23条 省略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)～(2) 省略

3 省略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置

第23条 省略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士_____

_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)～(2) 省略

3 省略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置

かないことができる。

2～3 省略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）
以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）
を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

第2条による改正 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かないことができる。

2～3 省略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）
以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）
を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

附 則

(経過措置)

- 2 保育士(千葉県の区域に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、_____君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「令和6年改正前条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定中「保育士」とあるのは、「保育士(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」とする。

附 則

(経過措置)

- 2 保育士_____及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例_____第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>(千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)</u> の資格を有する者</p> <p>(2) ~ (10) 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 _____の資格を有する者</p> <p>(2) ~ (10) 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

君津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開館時間)</p> <p>第7条 コミュニティセンターの開館時間は、<u>午前9時30分から午後4時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 コミュニティセンターの休館日は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</p> <p>(1) <u>君津市神門コミュニティセンター及び君津市松丘コミュニティセンター</u> 次に掲げる日</p> <p>ア <u>月曜日及び金曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>ウ <u>12月28日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>(2) <u>君津市貞元コミュニティセンター、君津市南子安コミュニティセンター及び君津市亀山コミュニティセンター</u> 次に掲げる日</p> <p>ア <u>月曜日及び水曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u></p> <p>ウ <u>12月28日から翌年の1月3日まで</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第7条 コミュニティセンターの開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 コミュニティセンターの休館日は、<u>次に掲げる</u>とおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月3日まで</u></p>

君津市火災予防条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u></p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>_____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>

火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 省略

2 省略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 省略

2 省略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____

(2) ~ (6) 省略

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(2) ~ (6) 省略

君津市火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例附則関係新旧対照表

改正案	現 行																																												
<p>*附則第2項関係 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例 (議会の議決に付すべき利用許可)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定により長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決に付さなければならない公の施設の種類及び期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>独占的利用の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館(分館を除く。)</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>図書館</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>公園(児童公園を除く。)</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>住宅(市営)</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>清掃施設</td><td>5年を超える期間</td></tr> </tbody> </table> <p>(特別多数議決を必要とする廃止又は利用)</p> <p>第3条 地方自治法第244条の2第2項の規定により廃止又は長期かつ独占的利用をさせることについて、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない公の施設の種類及び期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>独占的利用の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館</td><td>10年を超える期間</td></tr> <tr> <td>公園(児童公園を除く。)</td><td>10年を超える期間</td></tr> </tbody> </table>	種類	独占的利用の期間	公民館(分館を除く。)	5年を超える期間	図書館	5年を超える期間	公園(児童公園を除く。)	5年を超える期間	住宅(市営)	5年を超える期間	診療所	5年を超える期間	清掃施設	5年を超える期間	種類	独占的利用の期間	図書館	10年を超える期間	公園(児童公園を除く。)	10年を超える期間	<p>(議会の議決に付すべき利用許可)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第11号の規定により長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決に付さなければならない公の施設の種類及び期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>独占的利用の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館(分館を除く。)</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>図書館</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>公園(児童公園を除く。)</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>住宅(市営)</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td><u>火葬場</u></td><td><u>5年を超える期間</u></td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>5年を超える期間</td></tr> <tr> <td>清掃施設</td><td>5年を超える期間</td></tr> </tbody> </table> <p>(特別多数議決を必要とする廃止又は利用)</p> <p>第3条 地方自治法第244条の2第2項の規定により廃止又は長期かつ独占的利用をさせることについて、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない公の施設の種類及び期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>独占的利用の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館</td><td>10年を超える期間</td></tr> <tr> <td>公園(児童公園を除く。)</td><td>10年を超える期間</td></tr> <tr> <td><u>火葬場</u></td><td><u>10年を超える期間</u></td></tr> </tbody> </table>	種類	独占的利用の期間	公民館(分館を除く。)	5年を超える期間	図書館	5年を超える期間	公園(児童公園を除く。)	5年を超える期間	住宅(市営)	5年を超える期間	<u>火葬場</u>	<u>5年を超える期間</u>	診療所	5年を超える期間	清掃施設	5年を超える期間	種類	独占的利用の期間	図書館	10年を超える期間	公園(児童公園を除く。)	10年を超える期間	<u>火葬場</u>	<u>10年を超える期間</u>
種類	独占的利用の期間																																												
公民館(分館を除く。)	5年を超える期間																																												
図書館	5年を超える期間																																												
公園(児童公園を除く。)	5年を超える期間																																												
住宅(市営)	5年を超える期間																																												
診療所	5年を超える期間																																												
清掃施設	5年を超える期間																																												
種類	独占的利用の期間																																												
図書館	10年を超える期間																																												
公園(児童公園を除く。)	10年を超える期間																																												
種類	独占的利用の期間																																												
公民館(分館を除く。)	5年を超える期間																																												
図書館	5年を超える期間																																												
公園(児童公園を除く。)	5年を超える期間																																												
住宅(市営)	5年を超える期間																																												
<u>火葬場</u>	<u>5年を超える期間</u>																																												
診療所	5年を超える期間																																												
清掃施設	5年を超える期間																																												
種類	独占的利用の期間																																												
図書館	10年を超える期間																																												
公園(児童公園を除く。)	10年を超える期間																																												
<u>火葬場</u>	<u>10年を超える期間</u>																																												



君津駅北口自転車駐車場及び君津駅南口自転車駐車場の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 アマノマネジメントサービス株式会社
2 代 表 者 代表取締役 中丸 幸夫
3 所 在 地 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号
4 設 立 日 平成8年4月11日
5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。

(1) 建物内外の清掃・保守・保安警備業務の請負

(2) 清掃機器、清掃用品・溶剤の販売および賃貸

(3) 駐車場および駐輪場の運営管理、保守、保安業務の請負

(4) 駐車場および駐輪場の経営

(5) 自動車の有償貸渡し業および貸自転車業

(6) インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務

(7) 会員カード、ポイントカード等の管理業務

(8) 情報システムを利用した各種集金決済代行サービス

(9) 経営コンサルティング業務

(10) 駐車場設備機器の販売、賃貸および保守業務

(11) 情報処理機器、事務機器の販売、賃貸および保守業務

(12) 集塵機、清掃機器、オゾン水・強電解水・アルカリイオン水の生成装置の保守業務

(13) 労働者派遣業務

(14) 施設警備業務

(15) 雜踏警備業務

(16) 輸送警備業務

(17) 放置車両の確認と標章の取付けに関する業務

(18) 宅地建物取引業務

(19) 電気工事業

(20) 電気通信工事業

(21) 機械器具設置工事業

(22) 建築工事業

- (23) 土木工事業
- (24) 内装仕上工事業
- (25) 農業に関する一切の事業
- (26) 前各号に付帶関連する一切の業務

6 資本金の額 2億500万円

7 従業員等 566名

君津市木のふるさと文化センターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 株式会社久留里の森
- 2 代 表 者 代表取締役 長谷川 真紀
- 3 所 在 地 千葉県君津市久留里市場 908 番 7
- 4 設 立 日 令和 6 年 1 月 16 日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 飲食店の経営
 - (2) 公の施設の運営管理事業
 - (3) コインランドリーの経営
 - (4) キャンプ場の運営
 - (5) 稲作と果樹・野菜栽培等農業
 - (6) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業
 - (7) インターネット等を通じた通信販売業務
 - (8) 屋内外防犯設備販売・施工工事業
 - (9) 宅地建物取引業
 - (10) 広告デザイン・印刷事業
 - (11) ホームページ作成・web コンテンツ作成事業
 - (12) I T コンサルティング業
 - (13) パソコン及び周辺機器の販売
 - (14) 前各号に附帯する一切の業務
- 6 構 成 員 12名

亀山湖畔公園の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 亀山公園管理株式会社
- 2 代 表 者 代表取締役 鶴田 弘樹
- 3 所 在 地 君津市川俣旧川俣 8 番地
- 4 設 立 日 令和 4 年 5 月 20 日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 亀山湖畔公園及び緑地帯の維持管理並びに清掃
 - (2) 農作物の生産、加工、販売
 - (3) 農作物の貯蔵及び運搬
 - (4) 畜産物の製造、加工、販売
 - (5) 農産物を原材料とする加工食料品、冷凍食料品の製造、販売
 - (6) 種苗の生産及び販売
 - (7) 草刈り、樹木伐採等の事業
 - (8) 農業生産に係る作業受託
 - (9) 造園及び緑化事業の請負、設計、施工、監理
 - (10) 地域開発、環境整備に関する事業
 - (11) キャンプ場の経営
 - (12) 貸農園の運営
 - (13) 農業体験農園の運営
 - (14) 農園休憩宿泊施設の経営
 - (15) 農作物直売店の経営
 - (16) 飲食店業
 - (17) 前各号に附帯する一切の業務
- 6 資本金の額 100 万円
- 7 従業員等 従業員 21 人

君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p>

千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>(14) 削除</u></p> <p>(15)～(16) 省略</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>(14) 職員採用試験の合同実施</u></p> <p>(15)～(16) 省略</p>

別表第1（第2条関係）

千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 長門川水道企業団

国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか

別表第1（第2条関係）

千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか

二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合

匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合

印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 <u>鋸南町</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保 国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 <u>鋸南地区環境衛生組合</u> 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生

二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合

匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 <u>鋸南町</u> <u>三芳水道企業団</u> <u>長門川水道企業団</u> 国保 国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 <u>鋸南地区環境衛生組合</u> 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生

組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合

第3条第1項第2号に掲げる事務 省略

第3条第1項第3号に掲げる事務
銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市
茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市
習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市
我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市
富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市
印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市
香取市 山武市 いすみ市 大網白里市
酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町
九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町
睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町

組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団

第3条第1項第2号に掲げる事務 省略

第3条第1項第3号に掲げる事務
銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市
茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市
習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市
我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市
富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市
印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市
香取市 山武市 いすみ市 大網白里市
酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町
九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町
睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町

<p>大多喜町 御宿町 <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 <u>印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</u></p>	<p>大多喜町 御宿町 <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合</u></p>
<p>第3条第1項第4号に掲げる事務～第3条第1項第13号に掲げる事務 省略</p>	<p>第3条第1項第4号に掲げる事務～第3条第1項第13号に掲げる事務 省略</p>
<p>第3条第1項第14号に掲げる事務</p>	<p>銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市</p>

東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市
市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川
市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四
街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市
富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市
いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神
崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町
横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町
長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

第3条第1項第15号に掲げる事務～第3条第1項第16号に掲げる
事務 省略

第3条第1項第15号に掲げる事務～第3条第1項第16号に掲げる
事務 省略

無償譲渡の相手方の概要

- 1 名 称 NTT東日本株式会社
- 2 代 表 者 千葉県千葉市中央区富士見一丁目12番17号
ネクストサイト千葉ビル7階
NTT東日本株式会社 千葉事業部長 井上 晓彦
- 3 本 店 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
代表取締役 濵谷 直樹
- 4 設 立 日 平成11年7月1日
- 5 目 的 等 1 本会社は、地域電気通信事業を経営することを目的とする。
2 本会社は、東日本地域において行う地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営む。
3 本会社は、前項の業務のほか、次の業務を営むことができる。
(1) 本会社の目的を達成するために必要な業務
(2) 前項の地域以外の地域において行う地域電気通信業務
(3) 前項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務
- 6 資産の総額 34,482億円
- 7 従 業 員 等 4,700人 (NTT東日本グループ会社: 34,250人)

無償譲渡する財産の概要

1 財産の内訳

ケーブル 総延長 1 9 4 , 5 6 0 m

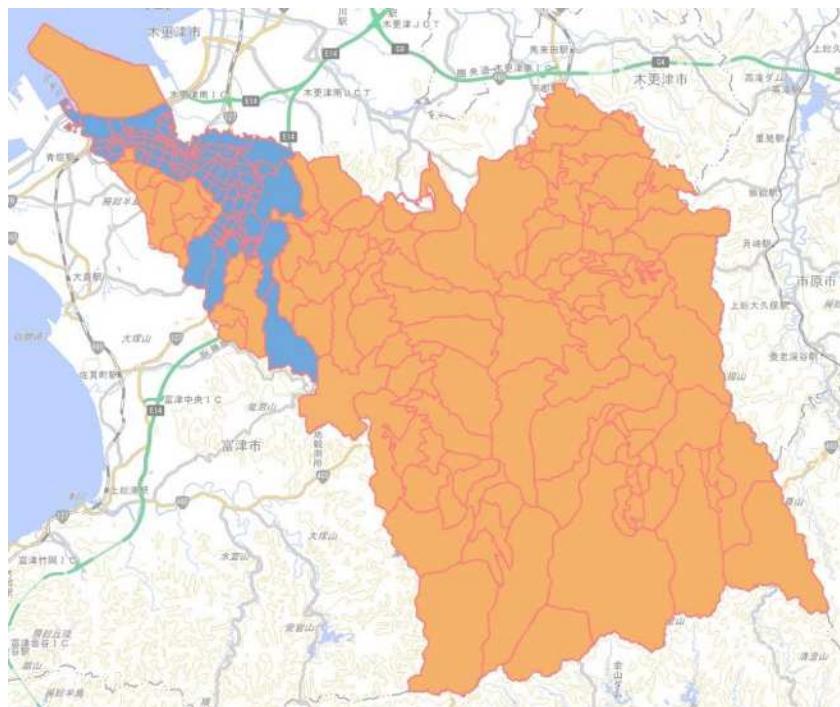
(内訳) 架空ケーブル 1 8 5 , 7 8 6 m

地下ケーブル 8 , 7 7 4 m

※管路、つり線、クロージャ、金物、スパイラルハンガ等の附属品を含む。

2 整備エリア

君津地区（一部）、小糸地区、清和地区、小櫃地区及び上総地区



凡例

■ : N T T 提供エリア

■ : 君津市整備エリア

3 整備費用

5 4 2 , 6 8 6 , 3 0 2 円

(内訳) 地域情報通信基盤推進交付金 1 8 0 , 8 9 5 , 0 0 0 円

地域活性化・公共投資臨時交付金 3 6 1 , 7 9 1 , 0 0 0 円

一般財源 3 0 2 円

4 維持管理収支（平成 23 年度から令和 6 年度まで）

4 4 , 9 1 4 , 0 0 6 円

(内訳) 歳入 4 0 0 , 8 5 7 , 7 1 8 円

歳出 3 5 5 , 9 4 3 , 7 1 2 円

5 サービス加入件数 5 , 0 7 0 世帯